

平成28年度第2回墨田区図書館運営協議会会議録

1 日時 平成28年11月17日（木曜日）
午後6時30分～午後8時30分

2 場所 ひきふね図書館 会議室

3 出席者

会 長	上田 修一	(立教大学特任教授)
副 会 長	日向 良和	(都留文科大学准教授)
委 員	持田 由美子	(図書館ボランティア「ブックトークの会」)
委 員	齊藤 宮子	(図書館ボランティア「点訳きつつき」)
委 員	北村 志麻	(墨田区ひきふね図書館パートナーズ)
委 員	佐藤 弘行	(墨田区ひきふね図書館パートナーズ)
委 員	碓氷 喜信	(公募区民委員)

〈欠席委員〉	安藤 芳典	(墨田区立曳舟小学校長)
	西村 均	(墨田区立堅川中学校長)
	成田 美智子	(公募区民委員)

4 議事

- (1) 墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について
- (2) その他

5 会議録

議事第1

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について

上田会長 第1番目の議事に入る。事務局に説明をお願いしたい。

石原館長 配付資料1について説明

碓氷委員 これまでどういう経緯で、墨田区立図書館が指定管理者制度を進めてきたのか。どの業務範囲で、指定管理を行うのか。業者に任せる場合、個人情報を守られるか心配だ。また、現場で地震やテロがあった場合の対応、責任の所在は明確なのか。5年、10年先の事業の継続性はどうなっているのか。全国的に公立図書館の指定管理者制度の導入や業務委託が進んでおり、それは時代の流れであるが、本

当にサービスの向上になるのか。何か別の部分でサービスの低下になる恐れはないのか。その辺りを聞きたい。

上田会長 指定管理者に任せる業務内容は公表されているのか。

石原館長 指定管理者募集要項及び指定管理者業務要求水準書については、現在図書館ホームページで公開しており、誰でも見ることができる。

碓氷委員 指定管理になる館は、区の職員がいなくなるという理解でいいのか。

石原館長 そのとおりである。

上田会長 個人情報の取扱いについては、どのように取り決めているのか。

石原館長 墨田区個人情報保護条例等を遵守してもらうことになっている。日常のカウンター業務の利用登録等についても、事業者で個人情報保護のマニュアルを作るよう指示している。

碓氷委員 選書は誰が行うのか。

石原館長 これまで同様、1次選定については各館で行うが、最終選定については、ひきふね図書館の区職員が行う。

碓氷委員 それは何名か。

石原館長 現在は5名の区職員だ。そこで選んだ本を各館に振り分けている。

上田会長 例えば緑図書館であれば、緑図書館の指定管理者の職員が一応は選ぶのか。

石原館長 そうである。それが1次選定となる。

上田会長 もし指定管理でなければ、緑図書館の選書担当が、選書の会議に出て意見を言えるはずだが、そういう形にはならない、ということか。

石原館長 そのとおり、最終選定には参加できない。

上田会長 現在もそういう形なのか。

石原館長 現在は、緑図書館の職員も選定会議に参加している。

上田会長 指定管理者制度になれば、実際に現場で利用者対応をする人が最終選定に加わることはない、ということか。

石原館長 そうである。

碓氷委員 図書館の選書は、図書館業務の基幹部分である。それを外部の業者に任せてしまうのはどうかと思う。区民の声を聞く区の職員が、最終的な選定に携わるべきだと思う。

北村委員 私はその真逆の意見だ。今図書館で働いている区の職員は、司書資格があるわけでもなく、素人だ。その人たちが最終選定をすることの方が問題だと思う。

石原館長 最終選定を行っている職員は、司書資格を持った職員である。

上田会長 北村委員の意見は、図書館のカウンターで利用者と接している事業者の職員は、ある程度利用者ニーズを把握しているはずなのに、最終選定には入らないことが問題だ、という意見だと思うが。

北村委員 そのとおりで、そちらの方が問題だと思う。選定が2段階になっている合

理的な理由もよくわからない。1次選定が最終選定で却下されるのであれば、何のための1次選定か、ということになる。現場のカウンター職員が選定した方がいいのか、墨田区の職員が選定した方がいいのか、どちらの意見もあると思う。実際の利用者がどちらを望むか、ということだ。

佐藤委員 予算執行の権限は、事業者の職員に付与されているのか。

石原館長 それはない。

佐藤委員 では図書の購入まで含めて、区の職員が行っているということか。

石原館長 そうである。いろいろな考え方があると思う。民間事業者に任せた結果、不適切な選書が行われたという事例が世間を騒がせたこともあった。最終選定は、区の職員が行うべきという議会等の意見もある。それをひきふね図書館において担保するということだ。

碓氷委員 では具体的に指定管理者に対するチェック機能は、どのようにするのか。

石原館長 墨田区としてきちんとモニタリングの形を作っている。これに従って、チェックしていく。

碓氷委員 私は図書館に長く勤めていたが、やはり現場の図書館員が直接利用者の声を聞き、それを利用者に反映させるというのは、現場の図書館員でなければできない。私のところでも業務委託していたが、あくまでも閲覧や図書整理といったルーチンワークだけだったので、指定管理者制度になった場合は、どこまでチェックできるか心配だ。

上田会長 指定管理者制度と業務委託はかなり違う。前者は図書館運営全体を民間に任せるものだ。もちろん、さまざまな報告は行っていくわけだが、そこを縛りすぎると民間に任せた意味がなくなるとも聞いている。

石原館長 いい意味で、さまざまな民間ノウハウを活用してもらい、きちんとチェックもしていく。そのバランスを考えてモニタリングしていきたい。

上田会長 モニタリングは具体的にどのような形になるのか。

石原館長 担当者間や館長間での会議をしたり、区民の声を集めるアンケート箱を設置したりする。アンケートの手法等は、事業者や行政の部署とも相談し、考えていきたい。

北村委員 まだモニタリングの内容は公表されていないということか。

石原館長 モニタリングの1つであるアンケート等については、検討中のため公表していない。

日向副会長 今公開している募集要項と要求水準書については、できれば印刷してこの場にあると良かった。募集要項をパソコンで見ると、モニタリングとしては、毎月の業務実績等の報告書や、指定管理者が作成するチェックシート等を提出して、教育委員会がそれをチェックするということと、第三者評価機関等による評価を実施すると記載されている。今公開しているモニタリングはこの2つのようだ。利用

者アンケート結果については、第三者評価の中で活用していくと書かれている。基本的には毎月業務報告をしてもらい、チェックしていくということか。

石原館長 そうである。

日向副会長 選書については、要求水準書に第1次選書のことが書かれている。第1次選書をする指定管理者の職員と、最終選定をする区職員との間で、話し合いやコミュニケーションを行い、選書理由を説明する機会というものはあるのか。

田中緑図書館長 現在は各館で、「全点案内」という公共図書館向けの新刊書情報誌を基に選んでもらい、ひきふね図書館でそれらを集約して、どの館が何を選んだか、この本について何館から希望があったか、等を参考にして購入する本を決めている。各館の職員に直接会議に出席してもらうことはできないので、どうしても購入したい本があるときは、その理由を書いて送ってもらう。ひきふね図書館でそれらを見ながら考えていく。予算の都合上、「何を買うか」ではなく、候補の中からどれを落とすか、ということを考えざるを得ない。例えば、全ての館から希望があった本なら当然買うが、1館だけからあがっていて類書があるような本については、我慢してもらう。また、墨田区は図書館で所蔵している資料を全館の資料として使っているので、例えばひとつの館から同じような内容の本が2冊あがった場合については、バランス上、どちらかを落とすことになる。また、希望があった本の選定結果については、各館で確認をしてもらうようお願いしている。もし、購入できなかった場合で、再度、購入を希望するときは、またあげてもらおうということにしている。

日向副会長 現場職員が選んだ理由について、何らかのコミュニケーションが取れて最終選定の場に伝わるような仕組みや、なぜ選定から漏れたのかについての説明があるようにしておけば、より現場にフィットした選書ができるようになると思う。

石原館長 今もさまざまな工夫はしているが、より良い方法があれば更に工夫していきたい。

上田会長 指定管理館ごとに、それぞれの館の選書基準にあたるものを新たに作らせるということはないのか。

石原館長 選書基準については、墨田区立図書館として文書化したものがあるので、それに基づいて行ってもらう考えである。

上田会長 地域の実情があるので、ひきふね図書館と緑図書館では、選書基準が若干違ってくることもあると思うが。

石原館長 基準自体、何かを明確に縛るというものにはなっていない。できるだけ広く選べるように作成している。各館の特徴は第1次選定で担保していると考えている。

上田会長 第1次選定の何割くらいが最終選定を通るのか。

田中緑図書館長 毎週の選定会議で予算がいくら使えるかを決めている。その関係上、

必ず何割ということにはならない。

上田会長 だいたい目安はどれくらいか。

白木主事 概ね7、8割は最終的な購入まで行っている。

石原館長 次に、危機管理については、危機管理マニュアルを策定するように求めている。責任の所在については、管理運営を任せることになるので、基本的には事業者が持つということになる。何かあればその館長に話が行き、その事業者の顧問弁護士がいるので、そちらで対応することになる。

碓氷委員 館長と言われたが、緑図書館には区の職員の館長はいるのか。

石原館長 いない。指定管理者の館長である。

北村委員 区の職員はひきふね図書館にしかいないことになる。

碓氷委員 何か起きたときの災害対応マニュアルはきちんと揃えられるのか。

石原館長 揃えてもらうことを要求水準にしている。また、事業の継続性については、指定期間が5年間で継続性があるのか、という声はよく聞くところだ。それについては、要求水準書に今行っているサービスを全て網羅しているのだから、それを達成できない事業者は選ばない。何か問題等があれば、区として指導を行う。

碓氷委員 ということは、途中で契約を打ち切ることもあるのか。

石原館長 ありえる。しかしそれは余程の事態の場合だが、そのこともきちんと書いている。

北村委員 その逆の場合で、目標数値や、次の5年間も継続して管理運営していけるための何らかの目安や基準はあるのか。

石原館長 具体的には設けていないが、指定期間5年間での事業の内容については、その事業者の評価とはなる。

上田会長 5年後は、改めて指定管理者の選定を行うわけだが、普通は、今まで管理運営を任されていた実績のある事業者が、アドバンテージを持っているということにはなるだろう。

石原館長 5年間やっていたから何か加点がある、というような具体的な基準はない。

北村委員 それを聞いたのは、これは指定管理者制度自体の問題だが、やはりインセンティブがないと指定管理者も頑張りようがないのではないかと。それがないと必要最小限のサービスをするのが当たり前になる気がする。頑張った分だけ評価になる仕組みがあった方が、もっといいサービスが出てくる気がする。墨田区でそういう仕組みが導入できれば先例的な指標になると思うので検討してほしい。

石原館長 確かにそういう意見も少なからずある。今後の参考にしたい。また、サービスが低下したときはどうするのか、ということだが、これについても日報や月報、その他直接声を聞く等、要求水準は最低守ってもらうようモニタリングしていく。サービスの向上については、指定管理者が5年間、何をやってきたのかというのは、当然評価される。よって、指定管理者も最低限のことだけをやっていけばいい、と

いう考え方にはならないはずだと考えている。その意味で、サービスの向上を担保していくという形である。

日向副会長 募集要項を見ていて気づいたのだが、指定管理料について、水準を満たした上での剰余金は返還する必要はないが、費用がオーバーした分について区は負担しない、という取り決めだ。会社としてはサービスの水準を落とさないようにして、できるだけ経費を切り詰めて、その分の儲けが出ればもらえるという形だ。今は「官製ワーキングプア」の問題もある。単純にお金の多寡ではなく、働いている人の健康管理や業務管理についても、しっかりモニタリングしてほしい。それらは第一義的には会社の責任ではあるが、もし何か事故があった場合、墨田区が無茶なことを言ったのではないか、という話になるかもしれないので。

石原館長 墨田区としては、まず3館に充てる人数を決め、そのスタッフ表を毎月提出してもらうので、「いつの間にか人が減っていた。」ということはない。必ず決めた人数で、通年やってもらう。そこのチェックはしていく。また、いかに働きやすい環境の企業なのかどうかについても選定の段階で調査した。具体的には定着率や、復職制度が整っているかどうか。それらの点も踏まえて評価した。

北村委員 応募事業者数が2事業者で、これは応募する側から見ると、墨田区の図書館の指定管理の募集は不人気な状況だったと思う。民間企業から見たらあまり魅力のある条件ではない、と推察せざるを得ない。2事業者しか応募がなかったことについて、どのように考えているのか。

石原館長 あくまで推測だが、今回は各館ごとの募集ではなく、3館を一括管理するという条件だった。このことが、応募が容易とは言えなかった要因かもしれない。

北村委員 確かに大手企業でないといふ不利かもしれない。次に、今回指定管理者に指定したTRCグループの、評価が良かった点、優れていた点について教えてほしい。

石原館長 指定した具体的な理由は、まずはサービスの向上についての提案内容である。TRCグループの提案は、図書館内でさまざまな事業を行って、サービスの向上を図るという内容が中心だった。一方、他社の提案内容は、それらの提案もあったものの、例えばどこかを見学に行く等のアウトリーチ的な提案が多かった。アウトリーチ事業ももちろん大切ではあるが、まずは図書館内の基礎を固めていく時期においてはやや早いのでは、と感じた。その点で、TRCグループの方が高評価だった。また、職員体制においても、TRCグループは常勤の数が多く、他社は非常勤の方が多かった。墨田区としては、安定性のある方を選定した。

北村委員 常勤とは、具体的にはどういうことか。

石原館長 常勤・非常勤という言葉の定義は、区とは違う。事業者が言う常勤とは、1日8時間といった勤務時間や、週に働く日数等により区分しているとのことだ。他社は1日4時間勤務の者が多い中、TRCグループは、まとまった勤務時間の者を確保しており、より適切な運営ができると判断した。

上田会長 選定作業の中で、経済的な側面の評価はしたのか。単に経費の安い方を選定するというのではないと思う。会社自体の経営評価を会計士に頼むところもある。

石原館長 選定委員会の委員の中に公認会計士がいる。企業体の経営の安定性、経常利益等を分析してもらった。経費が安いから選んだというわけではない。あくまで、サービスの向上や、適正な範囲内でのコストダウンがどれだけ行われているか。具体的には消耗品の一括購入等によって、費用を節約できるといった点などである。

北村委員 東駒形と梅若橋の両コミュニティ会館は、TRCファシリティーズに変更したのか。

石原館長 これはTRCファシリティーズが、今年度から東駒形と梅若橋の施設管理を行っているという実績を記載したもので、今回もたまたま図書館流通センターとTRCファシリティーズが共同企業体を組んだということだ。実質的には、今回の図書館の指定管理者と、コミュニティ会館の指定管理者とは別物である。

北村委員 では、「すみだTRCグループ」というのは、何のグループなのか。

石原館長 今回、3館一括で、指定管理者となる事業者のことである。これは、図書館流通センターと、TRCファシリティーズから成るジョイント・ベンチャー（共同企業体）である。

北村委員 図書館流通センターとTRCファシリティーズが組むジョイント・ベンチャーが、今回の3館の指定管理者となったということか。

石原館長 そうである。

上田会長 今回特別に、すみだTRCグループという共同企業体を作って応募してきたということだと思う。

石原館長 そのとおりである。

日向副会長 たまたま同じグループ名なので、わかりにくいかもしれないが、TRCファシリティーズは、自動扉の点検等の設備の管理や、保守点検をしていくという役割分担かと思う。

北村委員 図書館3館と他のコミュニティ会館では、全く連動せず、それぞれの担当課が管轄しているということか。

石原館長 図書館とコミュニティ会館図書室については、連動している面もあるが、今回の指定管理者制度導入においては直接的な関係性はない。来年度からこの3館一括でスタートさせてもらう。モニタリング等で検証しながら、より良い運営をしていきたいと考えている。

議事第2

その他

上田会長 それでは第2番目の議事に入る。事務局に説明をお願いしたい。

石原館長 配付資料2について説明

北村委員 貸出者数の定義は、登録者数とは別なのか。

石原館長 そうである。貸出者数は、資料の貸出処理をした人の延べ人数であり、登録者数は、利用登録している人の数である。

北村委員 コミュニティ会館図書室の貸出者数や貸出冊数が減少しているのが気になるところだ。図書館とコミュニティ図書室との差が開いているということは、住民サービスの地域格差が広がっているように思う。

石原館長 参考までに、平成27年度は東駒形コミュニティ会館が改修工事に伴い半年ほど休館していたので、昨年度は数値が低くなっている。

上田会長 ひきふね図書館は平成25年度に開館したということで良いか。

石原館長 そうである。

上田会長 ひきふね図書館の貸出数や貸出冊数が増えているので、全体で増えているということか。

石原館長 この表ではわからないが、ひきふね図書館だけでなく、緑図書館と立花図書館もこれらの数値が増えている。八広図書館はやや伸び悩んでいるところである。

上田会長 平成21年度から24年度まで低落しているのはなぜか。

石原館長 ひきふね図書館として統合したあずま図書館、寺島図書館は非常に老朽化しており、ハード面で魅力が下がっていたのではないかと考えている。

上田会長 そうすると、貸出者数等が平成18年度から21年度まで増えていたのが、その後数年間やや減少した分を、25年度のひきふね図書館開館につなげれば、一時的な落ち込みはあったにしても、ほぼ上昇していることにはなる。

北村委員 平成24年度はあずま図書館、寺島図書館の休館期間もあったのではないか。

石原館長 そうである。それらを含めて考えれば、ほぼ右肩上がりと言えるのではないかと思う。

上田会長 しかしながら図書資料数が減っているのは、どういう理由なのか。

田中緑図書館長 寺島図書館とあずま図書館を統廃合する際に、蔵書の整理をしている。古くて使われていない本や、過去に人気があり複本がたくさんあった本等を思い切って整理したので、減少している。いずれも開館が古い館なので、蔵書の中に古い本がたくさんあった。2館で重複していた本も1冊を残して整理した。

上田会長 「古い本」というのは、どのくらい昔の本なのか。

田中緑図書館長 例えば、ずっと閉架書庫に入っていて、全く貸出のない本や、状态的にみて痛みの激しい本等である。以前は、各館でそれぞれ本を購入しており、全体での蔵書調整をしていなかったため、重複本も多かったことから、このときにこれらの精査もした。

上田会長 確かにハリーポッターシリーズを何十冊も買っていたのを整理すれば、減

る場合もあるだろう。

北村委員 それらの要因があったとしても、ピーク時と比べれば、墨田区の蔵書数は少ないと思う。そういった特殊要因のために資料が減少したということで予算を確保できるといいのだが。

石原館長 23区内で比べると、人口1人当たりの蔵書数は上位ではないが、現在は計画的に増やしているところである。

北村委員 予算を確保するにもデータが必要だと思うので、これらのデータを使って何らかのアピールをしてほしい。

上田会長 資料購入費に関しては、最近は横ばいなのか。

石原館長 おかげさまで23区では珍しく、年々増加している。なお、前回北村委員からあった質問で、23歳以上の登録者につき、保護者が自分のカードで子どもの分の本を借りているのではないか、ということについてデータを確認した。昨年度の児童書の貸出状況について、どの年代の人が借りているのかを調べたところ、23歳以上の大人が借りている比率は62%だった。推測としては、保護者が子どものために借りている割合が高いと思われる。墨田区としては、できれば利用登録をしてほしいと考えている。赤ちゃんでも登録できるので、登録してもらえよう、日々保護者に声かけをしているところである。今後、この62%という数字が、どのように推移するのか注目していきたいと考えている。

佐藤委員 現在は登録するのに年齢制限はかかっていないということか。

石原館長 制限はない。

北村委員 ただ経験上、面倒なので自分のカードで全部借りてしまうことが多い。もし子どもの分のカードも使おうとすると、さらに読む量が増えないと、子どものカードの必要性がない。ただ、カードを使うよう促した結果どう変わるかは、興味深い。

石原館長 次に、前回持田委員から質問のあった児童書の購入数が減っているのではないか、という件について回答する。予算的にそのようなことはなく、むしろ増えている。また、選書をより良くしていくことについてだが、ブックトークの会や、読み聞かせをしているボランティア団体等から、図書館員に対して選書の意見を聞くことができる仕組みが作れば良いと考えている。

齊藤委員 指定管理者制度の導入に伴い障害者サービスがどうなるかについて、我々ボランティアにはまだ何も情報が流れてきていないので、早めに方向性を示してほしい。また、9月に「バリアフリー絵本展」をこどもとしょしつで行ったが、小さいお子さんがたくさん来て、布の絵本に触れてくれた。ひきふね図書館では、布の絵本の貸出をしており、それは全国的にも珍しいことなので、もう少しPRをしてもいいのではないか。

また、ひきふね図書館のみに区職員が残り、障害者サービスは専門職的になって

しまうので、ある程度のレベルのある職員配置を要求したい。私はボランティアを30年以上やっているのですが、担当者と話しても、失礼ながら職員では太刀打ちできず、こちらの意見を聞くだけという形になってしまう。それなので、専門職のような職員を障害者サービスの担当にも配置してもらいたい。他の3館は民間業者となるので、これまでより良くなる方向に持って行けるようなサポートを、ひきふね図書館として考えてもらいたい。

石原館長 墨田区の障害者サービスは、長い歴史がある。指定管理者には、これまでの背景も理解してほしいと思っている。布の絵本のPRについては、墨田区もフェイスブックやツイッターで様々な情報発信をしているので、担当とも相談し、積極的に行っていきたいと考えている。

上田会長 布の絵本を貸出するのは心配かと思うが、問題はないのか。

齊藤委員 以前担当者に聞いたら、それぞれのパーツが無くなっては大変なので、貸出するときに、きちんとリストがあって、返却時に全てチェックしているそうである。もちろん壊れた場合は、ボランティアが補修する体制もできていると聞いた。私は貸出をするのが普通だと思っていたが、普通はなかなかやらないことのようなので、もっとPRしてもいいのでは、と思った。

上田会長 指定管理3館におけるボランティアとの関係について、何か決まっているのか。

石原館長 ボランティアの育成等については、引き続きひきふね図書館が窓口として行っていく。

上田会長 指定管理者が、それぞれの館で主体的に行うことにはならないのか。

石原館長 要求水準書には書いているが、例えば高齢者施設での団体貸出や読み聞かせを行っているので、それらを指定管理のスタッフに任せる場面も多くなると考えている。具体的な方法は今検討しているところだ。

上田会長 指定管理者のスタッフが、団体貸出等で行くのはいいのだが、それをボランティアの方がするというのもあるのか。

石原館長 今も行っているのですが、もちろんそれは継続する。

碓氷委員 「ひきふね図書館パートナーズ」のような団体を、緑図書館等でも作る考えはあるのか。

石原館長 今のところはない。

碓氷委員 せっかくいい組織があるのだから、他の館に広めていくのがいいと思う。実情を詳しくは知らないが、双方向で行えているのではないかと。区民から意見を聞くいい機会でもある。何年計画かで考えてもらってもいいのではないかと。

石原館長 今のところは、それほど毎回新規の方が申し込んでくる状況ではない。しばらくは「ひきふね図書館パートナーズ」の基礎固めをしたいと考えている。将来的には、図書館の発展に沿った形で何ができるのかを考えていきたい。

持田委員 児童書の購入が減っておらず、むしろ増えているとのことだが、それはいつ頃から増えているのか。

石原館長 平成25年度からは増えている。

持田委員 それ以前はどうなっているのか。蔵書は、一朝一夕にできるものではないと思う。ブックトークの会をもう10年くらいやっているのだから、最初の頃と比べて、徐々に本が減っていると感じている。25年度から増えたのはいいことではあるが、

石原館長 配付資料にあるように、10年間の全ての資料数の推移があり、統合の際に資料の整理をしているので減ってはいるが、その後はやや増えている。持田委員の意図はむしろ、選書センスや内容面のことだと思う。現場で直接利用者と接しているボランティアの方々の知識をうまく反映できるような仕組みを、検討していきたい。

持田委員 学校図書館で使うとなると複本が必要だと思う。複本数がとても少なく、全ての学校で使おうとしても難しいと思うので、重点的に揃えてもらいたい。

石原館長 その意見については、児童担当、資料担当に伝えていきたい。

北村委員 持田委員の意見もそうだが、ボランティアと図書館の関係が今後どうなっていくのかを、皆が心配しているのだと思う。直営ならガバナンスしやすかったかもしれないが、指定管理になることで協働しにくくなるのでは、という懸念がある。墨田区はせっかくボランティアの方々が活発に活動してくれているので、どうやってうまく協働していくかについて、今後具体的に検討してほしい。図書館条例に区民との協働という言葉が入って、それについて図書館総合展で、墨田区の佐藤篤議員が登壇された。議会としてどう考えているのか、図書館としてどう考えているのか、その辺りを教えてほしい。

石原館長 図書館条例に基づいて実施していかなければならないと認識している。

上田会長 その条例には、具体的にボランティアや、パートナーズのことを規定されているのか。

石原館長 第3条の図書館が行う「事業」の中に、新たに、図書館と協働する団体との連絡及び協力、という項目を定めたという特徴がある。

上田会長 指定管理の要求水準書には、その辺の記載はあるのか。

石原館長 図書館条例なので、全ての区立図書館に関係してくるが、現段階で指定管理者に、協働する団体を育成することについては具体的に謳っているわけではない。

熊倉次長 障害者サービスやおはなし会等については、ボランティア団体といろいろな連携・協力してやっていく旨、要求水準書の中には記載している。

上田会長 指定管理者制度においては、指定管理者は決められた範囲内のことをやればいいということではいけないので、行政のように柔軟性を持ってやるわけではない。その辺り、なかなか難しい面もあると思う。

石原館長 墨田区としては、民間のノウハウ等をいい意味で柔軟的にとらえ、どんど

ん活用してもらいたい。そのバランスをモニタリングで見ていきたいと思っている。抑制するようなやり方は考えていない。

上田会長 ただ、指定管理者は、やはり余計なことはせず、合理的に運営したいと考えるはずだ。

石原館長 理論的にはそうなるかもしれないが、今回指定したTRCグループについては、現在いろいろ協議している中では、むしろ反対である。さまざまな提案をしてもらっている。

碓氷委員 改修工事が終わった後の緑図書館は、パソコンを使用して勉強できるような場所ができると聞いたが、自由に使える電源はないようだ。その理解で間違いはないか。

田中緑図書館長 パソコンの利用については、利用場所の用意はするが、電源は使わせないというスタンスである。ひきふね図書館については電源を利用してもらっているが、それ以外の館については、申し訳ないが電源は使えない形である。

碓氷委員 ひきふね図書館は使えて、なぜ緑図書館は使えないのか。

田中緑図書館長 特定の利用者の方だけに公共施設の電気を使わせていいのかという議論があった。利用者としては当然、電気を自由に使いたい気持ちはあると思うが、申し訳ないが自前で用意してもらうしかない。自由に電気を使わせることについては、制限をしてほしいという声もあるので、現状では利用をお断りしている。

碓氷委員 ひきふね図書館に来ると、素晴らしい設備だと感じる。それと比べて緑図書館は見劣りしてしまう。利用者としては、どうしても上を見てしまう。今はパソコンを持参して使うということは普通なので、電源を使わせてもらいたい。次に、広報の問題だ。ひきふね図書館は曳舟の駅から近いので、サラリーマンの利用者が多いと聞いた。例えば駅に、図書館のお知らせを掲示しているか。

石原館長 駅には掲示していない。

碓氷委員 これから更に利用者を増やすのであれば、「今図書館ではこういうビジネス書の展示をやっている」等、駅に掲示してみてもいいのでは。以前、千代田区の図書館が、電車の中に広告を出していて驚いた。墨田区もこれだけ立派な施設が2つの駅の近くにあるのだから、それくらい広報して利用者を増やしてもいいのではないかと思う。

石原館長 あらゆる媒体を使って、PR広告を出していくことは重要だと思うし、実施していきたいと考えているが、費用対効果を常に考えなければいけないこともある。

碓氷委員 検討課題として、少し調査をしてみてもどうか。今、公共図書館でもそのような積極的なPRが増えている。それらの情報をまずは集めてほしい。

次に、資料購入費の予算に関連するが、私は何度か緑図書館に図書を寄贈したことがある。喜んでもらったものや、あまり役に立たなかったものもあると思うが、

少なくとも、資料を寄贈してもらったときは、礼状とは言わないまでも、受取状くらいは出してほしい。それによって、自分の寄贈したものを受け取ってもらえてありがたいという気持ちが起き、さらに寄贈が増えると思う。

上田会長 寄贈については、必ずしも増やしたいというわけではないのでは。

石原館長 今のところ、寄贈を増やしていこうとは考えていないが、寄贈者に対してのお礼の気持ちを表明していくことについては、意見を参考にしたいと考えている。

碓氷委員 寄贈本を増やさないという考えは、どのような理由からなのか。例えば10冊寄贈されて、その中で2冊でも需要が見込める本があれば、効果はあると思う。後の8冊は受入ができないとしても。そういうことをしていけば、墨田区立図書館の蔵書はもっと充実するのではないか。

上田会長 一般的には公共図書館は、今そういう方向にはなっていない。いくつか理由がある。基本的には、資料選択の観点が大きい。また、新たな本を購入するのが公共図書館の役割でもある。実は、大学図書館でも、例えば有名な先生が退官して、蔵書をたくさん持っているのでも、それを図書館に寄贈するとしても、図書館としてはそれほど喜ぶことではない。ほとんどはいらぬ本で、必要な本を何冊か並べられる程度である。ある程度の本は、元々揃っているわけで、個人の方が自分のいろいろな好みで買った本を図書館に寄贈したとしても、それを図書館が引き受けるという時代ではなくなっている。

持田委員 図書館で廃棄するのも無料ではない。どちらの方がコストが安くあがるかは、非常に難しいところだと思う。

上田会長 寄贈したいという方が多いのはよくわかるが、なかなか難しいところである。

日向副会長 例えば都留市の図書館では、職員が1人しかいないので、なかなか100冊も200冊も選定する時間がない。結局需要がありそうな本がその中で数冊だとすると、費用対効果的には難しいところだ。ただ、寄贈してもらった方への対応は、きちんとした方がいい。後々のトラブルにもなる。寄贈された本を捨てようとする、私の大学の図書館でも定期的にチェックが入ったりする。「自分の寄贈した本がなくなっている。」と言われるようなこともなくはない。寄贈本の取扱いについては難しい部分もあるが、対応については、ぜひ検討してほしい。

持田委員 図書館は利用者が増えたからといって、直接お金になるわけではない。どちらかと言えば、どんどん赤字になっていく施設である。だからこそ、公がお金を出して運営していかなければならないと考えている。最近、岩手県紫波町の「オパールプラザ」に設置されている紫波図書館の話を読んでいるが、それは図書館を目玉にして人を集め、稼げる自治体にしていくという地方創生モデルだ。墨田区ではそういうアイデアはないのだろうか。

上田会長 2つの駅が近くにあるこの場所に新しい図書館を整備したのも、基本的に

はそういうことではないのだろうか。

持田委員 ただ、その割には、ひきふね図書館をあまり目立たせたくないという感じに思えてしまう。前期の運営協議会でも、「看板を出した方がいい」、「案内の矢印を出した方がいい」と言われながらも、対応がされていない。図書館が集客施設として存在して、図書館があるから駅前が潤う、という発想があってもいいと思う。

北村委員 それは図書館に限ったことではなく、行政全般に言えることだ。行政は基本的にPRをしない。

上田会長 私も、ここへ来るのに少し迷ってしまう。駅前に地図があつて、ここに図書館があるということを知らせるだけでもいい。そのための費用はかかるとは思いますが、やってもらいたい。先ほどの千代田区の例は、指定管理だから、柔軟に対応できている部分があるのだろう。それが自治体直営だからできないというのは、残念な気もする。

石原館長 ポイントは2つあると思う。まずは街のサインについてだが、ひきふね図書館の周辺はまだ再開発途中であり、さまざまな工事をしている。これが終わった段階で、関係各課と連携しながら墨田区として統一したサインを整備していく。次に、集客についてだが、集客するためにはPRも方法の1つだが、根本的には、なぜ図書館を利用しないのか、その要因を探っていくことが重要と考えている。今は図書館を利用していない人、図書館を知らない人が、どういう理由でそうなっているのかを、まずは探っていくという意味で、いろいろなアンケート等があるのではないかと考えているところだ。また、以前にも増してフェイスブック、ツイッター等による情報発信を行っており、できるだけ広報の工夫はしている。

碓氷委員 ここ数年、墨田区の区報には、図書館に関する情報は掲載しているのか。

石原館長 積極的に掲載している。墨田区の特徴として、高齢者の方々にとって区報が最大の情報源になっている部分もあるので、PR効果はとても大きい。

佐藤委員 資料購入費に関することだが、ひきふね図書館として、他の自治体の図書館と差別化できるようなコアな資料としては、どのようなものを考えているのか。専門図書館ではないことは重々承知しているが、墨田区という立地や歴史を踏まえた独自のものがあると思う。

石原館長 当然どこの図書館でも、郷土資料については、その地域独自のものなので、積極的に収集していると思う。その点で墨田区では、例えば東京大空襲や、王貞治さん、有名な区民の方、ゆかりの作家の方々の資料については充実させていきたいと考えている。

北村委員 現在は、図書館運営協議会に各館長が出席しているが、今後は指定管理館の館長にも出席してもらいたいと考えている。それらについては、どのように考えているか。

石原館長 傍聴に関しては、誰でも参加できるので、指定管理館の館長に来てもらう

ことは可能である。

北村委員 ここは議論すべき点だ。図書館協議会自体がない自治体も確かにあるので、あること自体はとてもいいことだと思う。先日、全国図書館大会で、図書館協議会についての分科会があったので参加したが、やはり各自治体で全然違う。構成委員を聞いても全然違う。例えば地元の商工会議所の会長さんのような、産業関係の人々が委員に入っている自治体もある。また、協議会が、住民の意見を担保するためのアリバイづくりに利用されているケースもあるようだ。私も、この協議会自体が、そのように使われるのであれば、解散した方がいいように思ってしまう。墨田区図書館運営協議会自体のあり方を今後どうしていくか、議論すべき点だと思う。

石原館長 大前提として、墨田区図書館運営協議会というのは、ひきふね図書館長の諮問機関である。指定管理館の館長にもし何か質問があれば、私はその質問を預かり、確認した上で、後日改めて回答する、という形が適切かと考えている。

碓氷委員 ただ、今後は3館が指定管理となるわけで、現場の声を伝えていく機会があってもいいと思う。委員でなくても、オブザーバーとして参加してもらおうというのはどうか。

石原館長 傍聴人として出席してもらう分には何も問題はない。ただし、発言はできないし、何か質問が出たときに答えるというのも厳しい。

碓氷委員 例えば、緑図書館で何かあった際にどのような対応をしたのか、ということについても、それはひきふね図書館長が答えることで、現場の館長が答えることではない、ということか。

石原館長 そのような場合は、私が代表として質問を聞き、改めて回答する、という形で行うものと考えている。

碓氷委員 ということは、私が何か質問したことについて、すぐこの場で回答することではなく、例えば次の協議会で回答を聞く、ということか。

石原館長 そうである。ただし、傍聴人として参加していれば、皆様の生の発言を聞くことになるので、私から改めて聞くよりも、情報伝達の精度は増すと思う。

上田会長 図書館協議会は、図書館法においても曖昧だ。必置であるわけでもない。アメリカの理事会のように決定をする機関でもない。確かにアリバイづくりに使われてしまうというニュアンスもある。

石原館長 協議会自体を設置していない自治体も多いし、条例で設置をしているところは本当にごく少数である。条例設置をしている自治体に関しては、そのメンバーは学識経験者の多い、形式性の強い協議会である。墨田区はそれらと比べると、区民参加ということで、あえて区民委員の割合を多くしている。その点では、区民の声を直接聞く機関になっていると考えている。

北村委員 ここで何かが決まるわけではなく、我々が何かを認めたというわけでもなく、意見を行政に届けることができる場ということか。

石原館長 諮問機関ということである。

上田会長 議事録の公開も含めて、大変よくできた仕組みだとは思う。私は他のところを経験したこともあるが、確かに住民の方々が自由に発言できるし、指定管理者制度の導入に関しても、今回のようにさまざまな意見を言える場があるということは、非常に重要なことだと思う。ただ、どうしても皆で館長に質問をするという形になってしまう。本当はもう少し、委員同士で意見のやりとりができる状態になった方がいい気もする。なかなか難しいとは思うが。

北村委員 せっかくこれだけの人が集まって、これだけの時間をかけるのであれば、もっとより良い場にできないかなと思う。

上田会長 ほかになければ、以上で、第2回図書館運営協議会を閉会する。